

加賀市
市章デザインマニュアル



平成 17 年 8 月

目次

1 加賀市章の使用における基本ルール

2 カラー表現と単色表現

3 作図基準

4 カラー

5 保護領域と最小表示サイズ

6 市章の誤った使用例

7 アプリケーションデザイン

7-1 大型封筒の例

7-2 小型封筒とはがきの例

7-3 名刺の例

7-4 証明書の例

7-5 印鑑登録証の例

7-6 旗の例

7-7 連続パターンの例

*このマニュアルに添付してある図面データは「JW-CAD」を使用し、画像データは「Jasc Paint Shop Pro」を使用しています。前者は汎用2次元CADのフリーウェアで、ホームページからダウンロードできます。(http://www.jwcad.net/)

1 加賀市章の使用における基本ルール



加賀市の頭文字「k」を基調に、お湯が湧き上がる姿と湯気をイメージし、未来に向けて飛躍する泉都・加賀市を表現したものである。青は広大な日本海、緑は自然豊かな大地、黄は温泉を表し、三つの図形は、市民が互いにふれあい(融和)、力を合わせて(協和)、加賀市が繁栄していく意味も込められている。

この市章は市のイメージを伝達するうえで重要なものであり、使用にあたっては、本マニュアルに規定されている内容を守ることが必要です。以下はそのための基本ルールです。

1. 市章の形状、カラーなどについては、このマニュアルに定めるとおりとし、個人の嗜好で変更や修正をしないでください。
2. 市章は周囲から独立し、権威性をもって明確に識別される必要があります。この目的のため、市章の周囲に設けられた「保護領域」の中には、いかなる文字、線、図形、イラストなども表示することはできません。
3. 市章に他のグラフィック要素を組み合わせ、本来のイメージと異なったものにすることは許されません。また文章やキャッチフレーズの一部として使用することも許されません。
4. 市章は十分な視認性をもって表示されることが必要です。このため表示される背景に応じて、いくつかの表現の種類を規定しており、それ以外の表現は認められません。まぎらわしい位置や背景の上に表示することも避けてください。

2 カラー表現と単色表現

市章は定められた色を用いて表示することを基本としますが、表現上のやむを得ない理由があるときは単色で表現することができます。また、刻印、型押し印刷、透かし、偽造防止印刷などによる技術的な理由や、金属バッジ、銘板などの特殊なアイテムにおいて、他の表示方法が認められる場合があります。

A カラー基本形



B カラー基本形の白窓ぬき



C 単色基本形



D 単色反転形



A カラー基本形

背景が白または白に近い場合に用いる。

B カラー基本形の白窓ぬき

背景が色地、暗色または写真などの上に表示する場合に用いる。

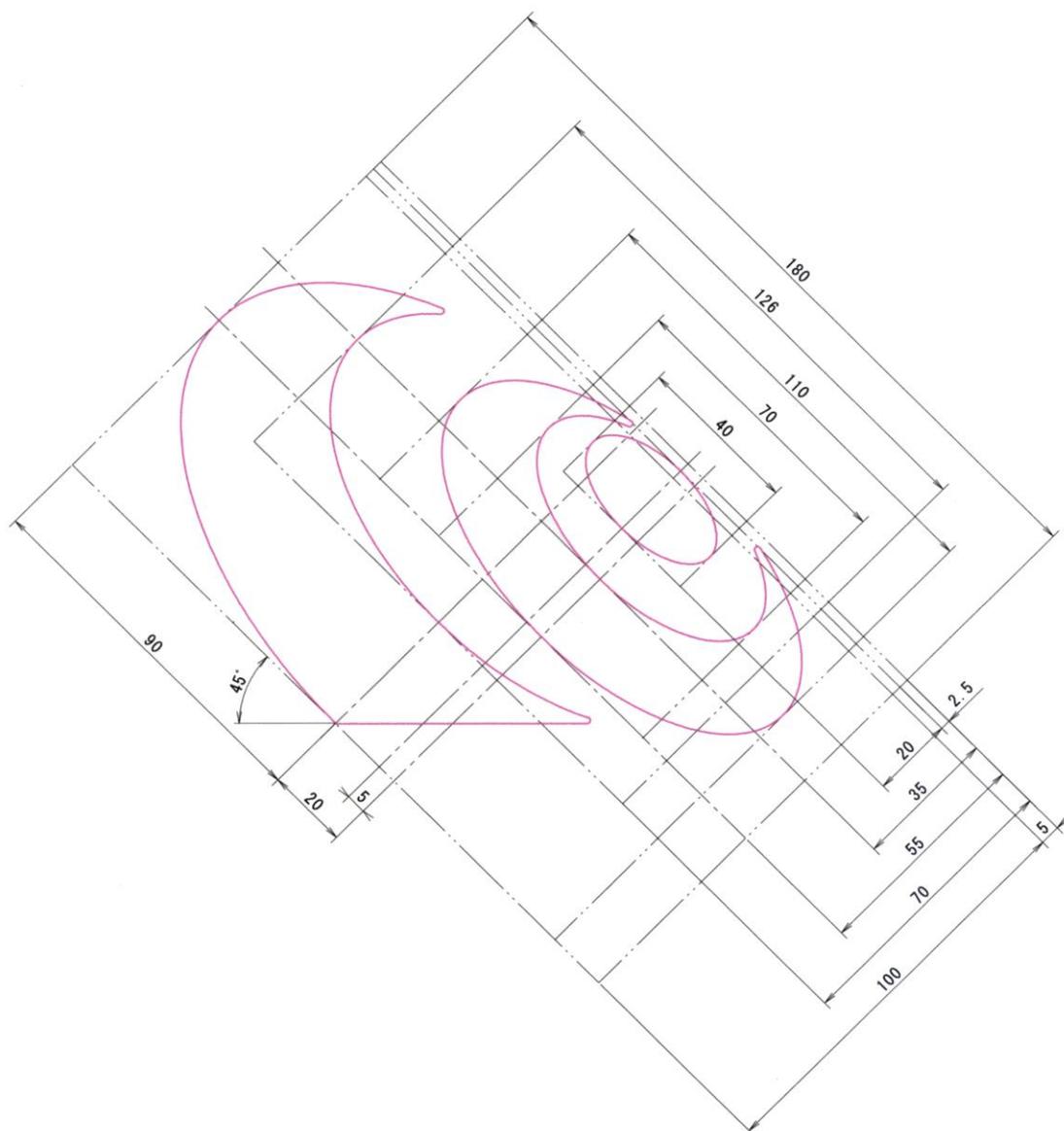
C 単色基本形

背景が白または明るい色で、市章と背景との間にコントラストが得られる場合に用いる。

D 単色反転形

背景が黒または暗色で、市章と背景との間にコントラストが得られない場合に用いる。

3 作図基準



市章はこの作図基準を基につくられています。5個の楕円を組み合わせて45°傾けたもので、上図の数値は比を表しています。楕円の短軸と長軸の比は、大きいものから順に100:180、70:126、55:110、35:70、20:40となっています。

大きい長方形から順に、内接する楕円を作図し、不要部分を切り取ってください。楕円の短軸の中心線は3本ありますので注意してください。また、図形のコーナー部のRは全てR0.5(数値は比)です。

4 カラー



市章のカラーを印刷物や看板などに正確に再現するための基準色として、印刷インキ、プロセスカラー、RGB (ホームページなどに用いるとき)、塩ビフィルム (屋外看板などに粘着フィルムを用いるとき) ごとに指定色を決めています。

	印刷インキ (大日本インキ化学)	プロセスカラー 近似値	RGB	塩ビフィルム (中川ケミカル)
	C M Y K	C M Y K	R G B	
青	DIC 185 (91 73 0 0)	90 80 0 0	110 40 180	NOCS 2500 43-43
緑	DIC 172 (75 0 90 0)	80 0 90 10	30 200 20	NOCS 2500 44-26
黄	DIC 208 (0 9 100 25)	0 10 100 20	220 200 0	NOCS 2500 51-20

印刷インキは大日本インキ化学の「DICカラーガイド」を基準にしますが、アミ点を重ね合わせて表現するプロセスカラーの近似値も定めます。特に緑色は他の色に比べて生(なま)な印象になりやすいので、墨版を加えて落ち着きをだしてください。印刷インキと塩ビフィルムについては下記のメーカーを基準としますが、他社のものを用いるときは相当色としてください。特に、塩ビフィルムへ印刷する際は、印刷インキの色を基準にして忠実に色を再現してください。

*大日本インキ化学株式会社

東京都中央区日本橋 3-7-20 TEL 03(3272)4511 <http://www.dic.co.jp/>

*株式会社中川ケミカル

東京都中央区東日本橋 2-1-6 TEL 03(5835)0341 <http://cs-nakagawa.com/>

5 保護領域と最小表示サイズ

市章は常に明確に、権威をもったかたちで表示されることが望まれます。そのためには市章が常に背景や周囲の要素から独立し、きわだって識別される必要があります。

この目的で設定された市章の保護領域とは、市章周囲の不可侵領域で、この領域内には文字や線、図形イラストなどの要素を表示することは許されません。

市章の保護領域は、下のグレー色で囲まれた中の白い部分で、マークの横の長さを「W」とした場合、マークを中心として「1. 2 W」の比率になります。またマークの縦の長さを「H」とした場合、マークを中心として「1. 2 H」の比率になります。



保護領域(グレー色の内側)

また、市章の視認性を保つために最小表示サイズが規定されています。市章の横の長さを最小6 mmとし、これより小さい市章の使用は許されません。

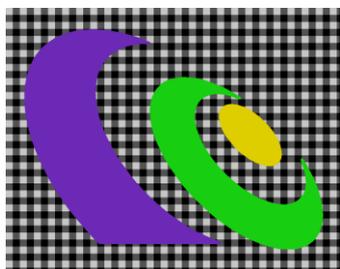


最小表示サイズ：6 mm

6 市章の誤った使用例

市章は常に正しい形で表示されなければなりません。形や色を変えて表示することは許されません。市章を色地の背景や図、写真などの背景の上に表示する場合には、次の基本ポイントを守ってください。

1. 明快なコントラストが得られ、十分な視認性と識別性が確保されること。
2. 背景の色との関係で市章の色のイメージが損なわれないこと。



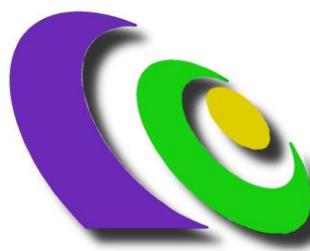
背景の色と模様によって識別しにくい。



背景の写真によって識別しにくい。



似て非なる印象を形成している。
小さく表示すると再現できない。

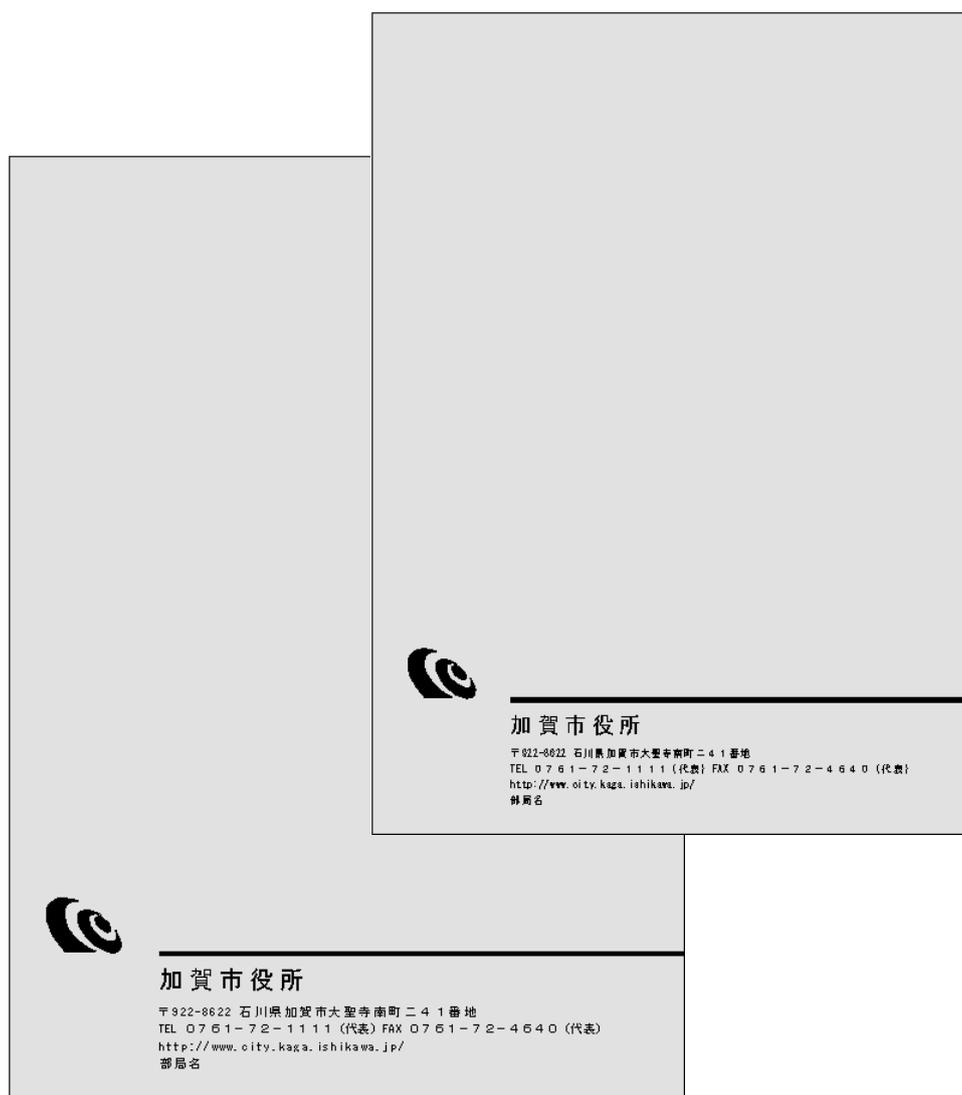


影によって異なる印象を形成している。
疑似立体表現をしてはいけない。

7 アプリケーションデザイン

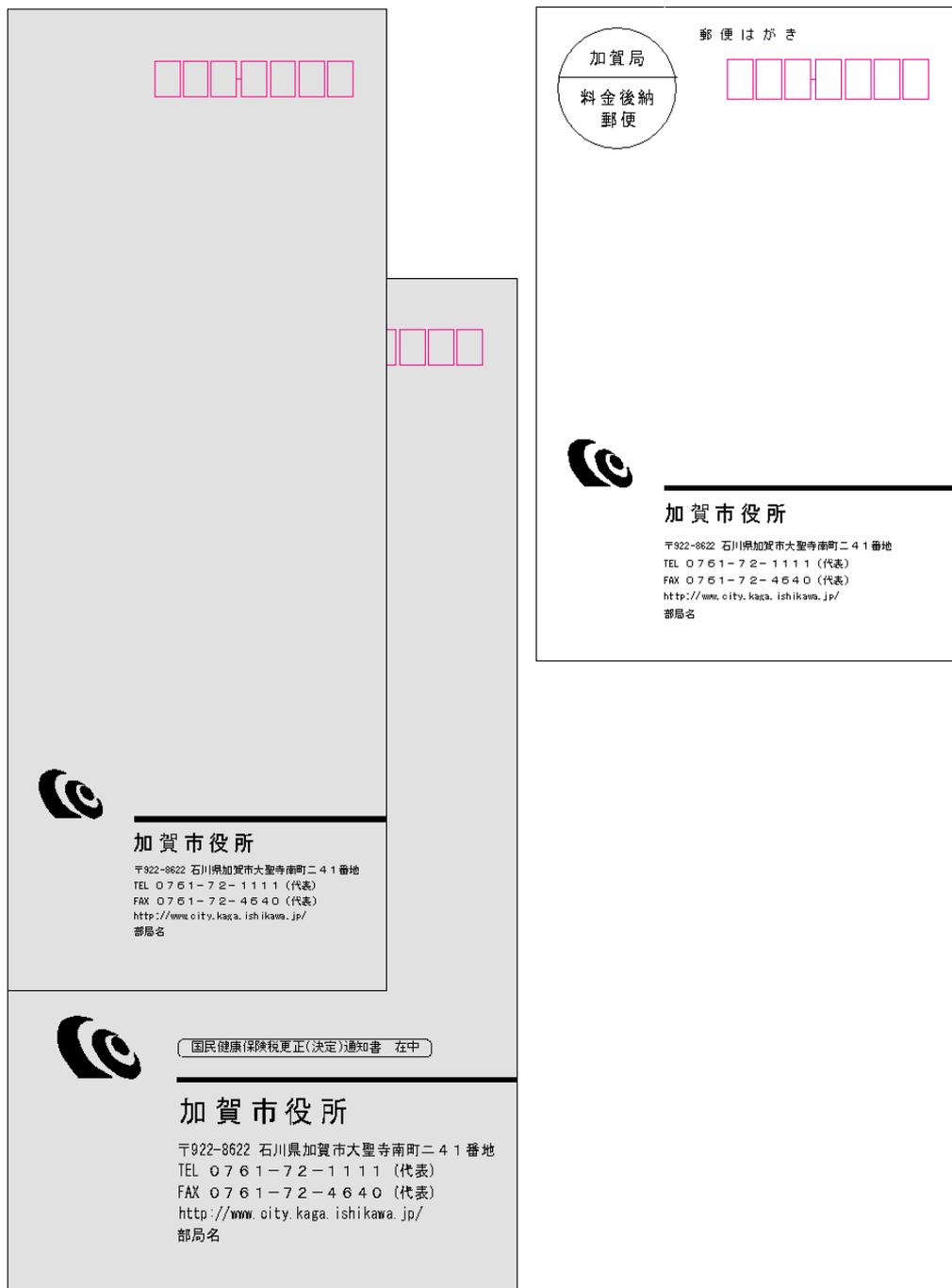
アプリケーションデザインは一般の方々の目に触れるものの印象を統一することによって信頼感を高め、イメージアップを図るための具体的なデザイン方法を示すものです。実施サンプルを手本にして、前述1～6の基本ルールを守りながら制作してください。（ここに掲載してあるアイテムには詳細図面があります。）

7-1 大型封筒の例



上図は角形1号(270×382)と角形2号(240×332)の例です。グレーのカラー封筒に「DIC 653」やプロセスカラーの「K70」で単色表現することを推奨します。書体は装飾のないゴシック系を推奨します。（詳細図面を参考にしてください。）

7-2 小型封筒とはがきの例



上図は長形3号(120×235)と長形40号(90×225)、郵便はがき(100×148)の例です。グレーのカラー封筒や無地の郵便はがきに「DIC 653」やプロセスカラーの「K70」で単色表現することを推奨します。書体は装飾のないゴシック系を推奨します。(詳細図面を参考にご覧ください。)

7-3 名刺の例

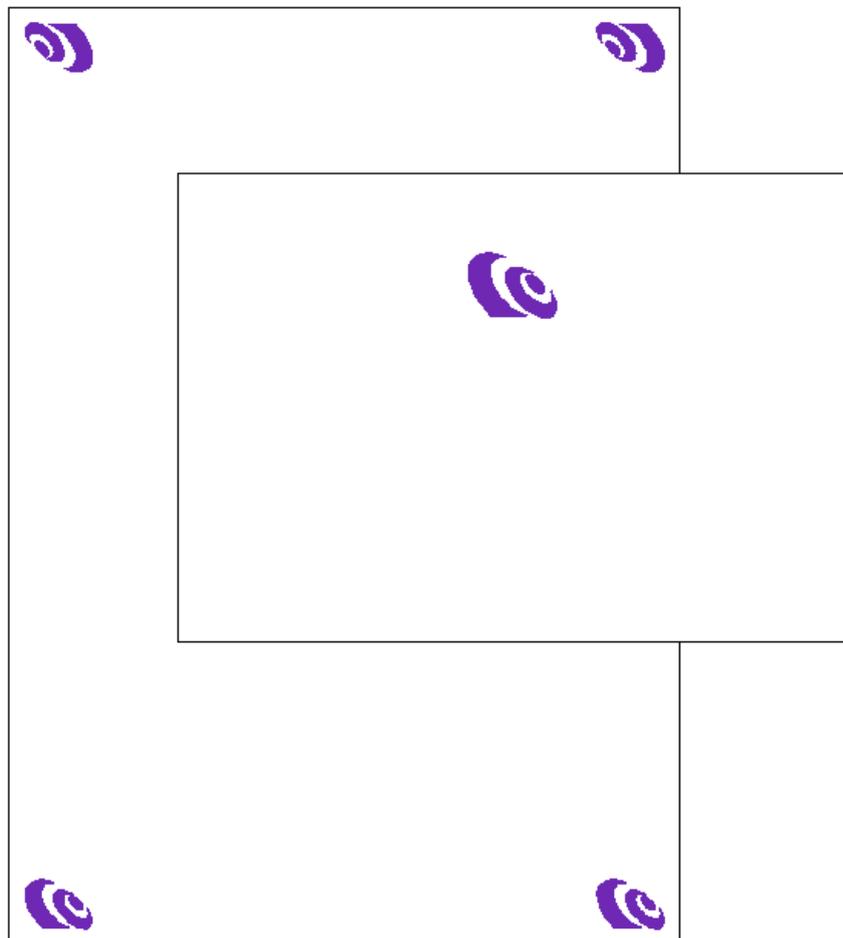


上図は名刺(55×91)の例です。無地に「DIC 653」やプロセスカラーの「K70」で単色表現することを推奨します。(詳細図面を参考にしてください。)

市章をカラーにしてパソコンなどで自作するときは、「4 カラー」に基づいてRGB色を設定して用いてください。パソコンやプリンタの環境、インクや紙質によって指定のカラーが印刷できない場合もありますので、十分注意して再現してください。書体は装飾のないゴシック系を推奨します。

背景に写真などを用いるときは「5 保護領域と最小表示サイズ」を守り、背景との関係は「6 市章の誤った使用例」を参考にし、正しく制作してください。特に、風景などの写真の上に直接市章を組み込むと、市章の色や形が識別できなくなることが多いので、十分注意してください。

7-4 証明書の例



上図は証明書(A4, A5)の例です。市章は「4 カラー」の規定にある「青」や同系色の明るい色を用いて単色表現することを推奨します。(詳細図面を参考にしてください。)

背景の偽造防止処理のための「透かし」に市章を用いるときは、形状や最小表示サイズを守ってください。連続パターンとして用いるときは「7-6 連続パターンの例」を参考にしてください。

7-5 印鑑登録証の例



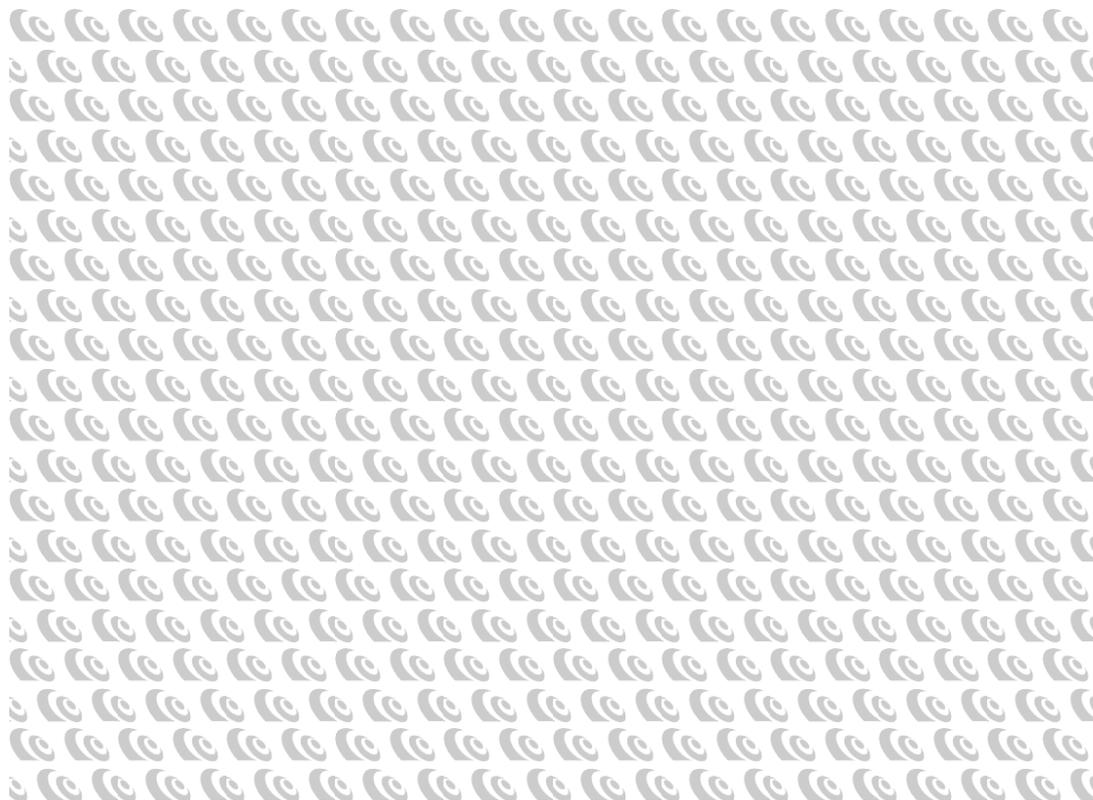
上図は印鑑登録証(カードサイズ)の例です。市章以外は自由ですが、「4 カラー」や「5 保護領域と最小表示サイズ」などの各規定に基づいて制作してください。(詳細図面を参考にしてください。)

7-6 旗の例



旗は縦横比120：180の白地とします。市章は縦幅を72として中央にレイアウトし、正しい色で再現してください。「石川県加賀市」などの文字が必要な時は、文字色を「青」にし、市章の保護領域を守って組み合わせてください。書体は装飾のないゴシック系を推奨します。（詳細図面を参考にしてください。）

7-7 連続パターンの例



特殊な例として、書類の表記が透けて見えないようにするなどの処理のため、上図のような市章の連続パターンがあります。

このときの最小表示サイズは6 mmですが、保護領域をそのまま適用すると余白が多くなり、中が透けて見える可能性があるため、市章のサイズ「W×H(幅×高さ)」に対する保護領域「1.2W×1.2H」を、特別に「1.1W×1.1H」とします。カラーは単色表現にしてください。

模様の手前は市章が一部欠けますが、紙面のサイズに応じて連続模様の大きさを工夫して美しく処理してください。